

## 送金状況確認書

送金状況について各項目を漏れなく記入してください。

## 1 組合員及び別居している被扶養者の情報(2022年10月1日現在)

組合員番号		組合員氏名			
被扶養者	氏名	生年月日	年	月	日生
	居住地(住所)				

## 2 10月分の口座間送金の額

円/月
-----

## 3 口座間送金以外の方法で被扶養者に生活費を渡している(負担している)。

年間の負担額を合計して記載し、併せて下記6つのうち該当する項目に☑チェックを入れてください。

また、その事実が分かる資料を提出してください。(提出いただいた内容を確認したうえで、別途必要な資料等をご案内いたします。)

年間負担額	円程度
-------	-----

- 手渡しをしている
- 学費を負担している
- 組合員の給与口座の通帳(またはカード)を被扶養者に渡し、被扶養者が適宜出金している
- 振込人が組合員、受取人が被扶養者であることが確認できない
- 家賃や水道光熱費を負担している(組合員から直接引き落としている等)
- その他( )

## 4 確認資料

① 送金ができる資料を裏面の「貼付け台紙」に貼付してください。

通帳(写)、利用明細書(写)、送金額や振込人・受取人が記載された書面 等

※ 振込人、受取人、送金額、送金月日を確認するため、通帳(写)は表紙と金額面をコピーしてください。

また、送金以外の部分はマスキングしてください。

② 送金ができる資料を提出できない場合は、該当する項目に☑チェックし、必要事項を記入してください。

- 生活費は渡していない、負担をしていない。  
認定削除の手続きが必要です。同封の「被扶養者の認定削除の申出書」をご確認ください。
- その他 上記以外で確認資料を提出できない具体的な理由をご記入ください。

※「別居している被扶養者への送金条件」を参照し、速やかに送金方法を切り替えてください。

## 別居している被扶養者への送金条件

別居しても条件を満たせば被扶養者と認められるのは、配偶者(内縁関係を除く)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に限ります。それ以外の被扶養者と別居している場合は、認定削除(または認定取消)の手続きが必要となります。

条件	注意事項
①送金方法	口座間送金(※1) 組合員の口座から被扶養者名義の口座あてに限ります。(※2)
②送金額	被扶養者の収入額以上 収入月額が5万円以下の場合は、最低5万円の送金。
③送金頻度	毎月 一括、賞与時のみ、年間数回等は認められません。

※1 1つの口座でのやり取り(組合員が通帳を持ちお金を預け入れ、被扶養者がキャッシュカードでそのお金を下す等)の方法は原則認められません。

※2 被扶養者が子である場合かつ受取人が被扶養者と同居する組合員の配偶者である場合には、送金の実績として認められますので、被扶養者の住民票及び組合員と配偶者の続柄を確認できる資料を併せて提出してください。

# 貼付け台紙

## 通帳のコピー箇所

記号	番号	お届け印
12345	1234567	
おなまえ		
キョウサイ タロウ 様		

● 送金元(通帳の名義人が組合員であること)がわかるページ

年月日	取扱店	お預かり金額	お支払金額	現残高(貸付高)
2022-09-1	12345	共済 花子	送金 100,000	* 50,000
2022-10-1	56789	給与 400,000		* 450,000
2022-10-1	12345	共済 花子	送金 100,000	* 350,000

● 送金先(受取人氏名が認定対象者であること)、送金年月日、送金額が表示されているページ